

公告第 4 号

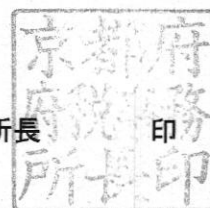
公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年8月5日

京都府府税事務所長



記

[illegible]